



2025年9月26日

各位

会社名 プレシジョン・システム・サイエンス株式会社
代表者名 代表取締役社長 杉山 悠
(コード番号: 7707 東証グロース)
問合せ先 財務・経営企画部長 小倉 武治
(TEL 047-303-4800 <https://www.pss.co.jp/>)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2025年9月26日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年10月24日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 270,000株
(3) 処分価額	本自己株式処分は、当社の取締役の報酬等として当社の普通株式を処分するものであり、当該普通株式と引換えにする金銭の払込み又は財産の給付を要しません。 ※ 当該普通株式の公正な評価額は、本日開催の取締役会の前営業日（2025年9月25日）における東京証券取引所における当社の普通株式の終値である208円であり、その総額は56,160,000円です。
(4) 割当予定先	取締役5名（うち社外取締役2名） 270,000株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年8月14日付の取締役会において、現在当社が2027年6月期を最終年度とする事業再生フェーズと位置づけ、「黒字化、増収・増益、復配」を最優先事項として取り組んでいることを踏まえ、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び、業績に対するコミットメントを持たせることを目的として、当社の取締役（社外取締役を含みます。以下同じです。）を対象とする新たな報酬制度として、業績条件型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2025年9月26日開催の第40回定時株主総会において、①本制度に基づき、取締役に対して報酬等として業績条件型譲渡制限付株式を付与すること、又は、業績条件型譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、その譲渡制限期間は、当該株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすること、②業績条件型譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかにて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は270,000株以内（うち社外取締役分は40,000株以内）とし、また、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で100百万円以内（うち社外取締役分は15百万円以内）とすること、④本制度は、当社が事業再生フェーズにあることに鑑み、取締役向けとしては本事業年度1回限りで付与されるものとする等につきご承認をいただいております。なお、当該株式数及び報酬額は、2事業年度又はそれ以上にわたる職務執行の対価に相当する額を本事業年度に限り一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度につき135,000株以内（うち社外取締役分は20,000株以内）及び50百万円以内（うち社外取締役分は8百万円以内）の支給に相当すると考えております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役5名（うち社外取締役2名）（以下「対象取締役」といいます。）に対し、本制度の目的、各対象取締役の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、業績条件型譲渡制限付株式として、当社の普通株式270,000株を処分することを決議いたしました。

<業績条件型譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象取締役は個別に業績条件型譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、2025年10月24日（以下「割当日」という。）から当社の取締役を退任する日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が、2025年9月26日開催の当社の定時株主総会の日から、対象取締役2名については2030年に開催される当社の定時株主総会の日までの間、対象取締役3名については2027年に開催される当社の定時株主総会の日までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して、当社の取締役の地位にあること、並びに、①当社の2027年6月期の連結損益計算書における連結純利益が正の値である連結計算書類が会社法第444条第7項に基づき当該期に係る定時株主総会で報告されること、及び、②2027年に開催される当社の定時株主総会の日までに、当社が会社法第454条又は第459条に基づき当社の株主総会又は取締役会の決議によって剰余金の配当（当社の定款の規定に基づく中間配当を含む。）を行うことを決定したこと（以下①及び②を「本業績条件」と総称する。）を条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、本役務提供期間中に、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当

社の取締役を退任した場合、本業績条件達成後に退任したときは当該退任日の翌日、又は、本業績条件達成前に退任したときは当該本業績条件を達成した日の翌日をもって、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を本役務提供期間に応じて 60 又は 24 で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時又は本業績条件が達成されないことの確定時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中（本業績条件達成後に限る。）に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編等承認日を含む月までの月数を本役務提供期間に応じて 60 又は 24 で除した数（ただし、計算の結果、1 を超える場合には 1 とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

以上